（別紙）

覚書

今回本所區太平町四丁目九番地飯塚製帽株式会社ニ於ケル愚田慶三郎ノ解雇問題ハ大平署労働係ノ斡旋ニ依リ左ノ條件ヲ以テ円満解決ヲ仍テ相違覚書二通ヲ作成シ各壹通宛保有スルモノトス

記

一、会社ハ愚田慶三郎ニ対シ解雇手當トシテ日給六十日分金八十四円也ヲ支給スルコト

一、被解雇ハ以後此ノ件ヲ關シ異議申聞ヲ爲サザルコト

昭和十二年七月二十二日

飯塚製帽株式会社　飯塚宗次㊞

全日本労働総同盟東南地方聯合会書記　上原格義㊞

被解雇者　愚田慶三郎㊞

常務理事
総務部長
調査部長
事務主任　殿

八月五日

警視總監　齋藤樹

内務大臣　馬場鉄一殿

社會局長官殿

三ノ輪製帳所ノ勞仂紛議ニ関スル件（葬生ノ解決）

七月十七日標記製帳所ニ於テ未曾有ノ罷工ニ際シ事實調査ニ対シ解雇ヲ命ゼラレタル七名ノ要求

一、本解雇ヲ十日ニテ支拂ハシメ葬祭料ヲ一ヶ月分ノ給與ヲ支給セシムルコト

二、解雇ヲ十日ニテ支拂ハシメ葬祭料ヲ一ヶ月分ノ給與ヲ支給セシムルコト

三、解雇ヲ十日ニテ支拂ハシメ葬祭料ヲ一ヶ月分ノ給與ヲ支給セシムルコト

標記工場ニ於ケル解雇問題ニ葬祭勞仂紛議葬生シタルモ円満解決ス、狀況左記ノ通リ

記

一、紛議葬生場所　荒川区三河島町一ノ二七九一三ノ輪製帳所

社會調査部
資料
12.8.9
受付
第65号

A